

# 教育委員会による調査と教員の個人情報 Personal Information of Teachers Checked by the Board of Education

星野豊†  
Yutaka HOSHINO†

† 筑波大学 人文社会科学研究所  
† Graduate School of Humanities & Social Sciences, Tsukuba University

## 要旨

平成24年1月に最高裁判決が出て以来、国公立学校の式典における国歌斉唱・国旗掲揚時の不起立教員に対する処分の問題は、報道などでは一段落した感があるが、処分対象者がいなくなっているわけでもなく、法律上の問題点もなお残されているのが実情である。実際、式典における国歌斉唱時の不起立・不斉唱については、種々の調査等が行われており、かかる調査に基づく処分が行われた場合には、処分された教員側は、かかる処分が違法ないし権限濫用であると主張して処分の取消を求め、かかる調査に違法性があつた場合には、国家賠償責任を追及していくこととなる。

本報告では、教育委員会が学校の式典における教員の行動に関する調査を学校長に指示した際における、調査対象となった教員に関する個人情報の収集が個人情報保護条例に違反するとされ、教員に対する市の国家賠償責任が認められた事案である、大阪地裁平成19年4月26日判決・平成17年(行ウ)21号・同25号事件、及び、その控訴審である、大阪高裁平成19年11月30日判決・平成19年(行コ)56号事件を取り上げ、同事件で違法とされた調査の問題点を分析し、かかる調査における合法的・合理的な手法を様々な角度から探究してみたい。

## キーワード

教員、個人情報、教育委員会、学校長、思想信条、調査、国家賠償

## 1. 本報告の目的

本報告は、市の教育委員会が学校長を通じて教員の個人情報を含む情報の収集及び保管を行ったことに対し、かかる情報収集それ自体、及び、当該個人情報の収集方法が、当該地方自治体の制定する個人情報保護条例に違反するとされた裁判例を取りあげ、かかる調査における合法的・合理的手法の探究することを通じて、学校の管理運営における個人情報の扱い方を考えてみようとするものである。

以下では、まず、具体的事案としての大阪地裁平成19年4月26日判決・平成17年(行ウ)21号・同25号事件、及び、その控訴審である、大阪高裁平成19年11月30日判決・平成19年(行コ)56号事件の事実関係(2)、及び判決要旨(3)を紹介し、当該事案における裁判所の判断を分析して、当該調査が違法とされた理由について検討した後(4)、同様の目的を有する調査について、より合法的・合理的な手法の可能性を、多様な角度から考えてみる(5)。

## 2. 事実関係の概要

被告Y市の制定する個人情報保護条例(以下、「本件条例」という)には、次の規定があつた。

### 第7条(収集等の一般的制限)

① 実施機関は、個人情報の収集等をするとき、その所掌する事務の目的を達成するために必要最小限の範囲内で適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

② 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めに基づくとき、又は実施機関がY市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて必要があると認めたときは、この限りでない。

- 1 思想、信条及び信仰に関する事項
- 2 社会的差別の原因となるおそれのある事項

### 第8条(収集方法の制限)

① 実施機関は、個人情報を収集する場合は、その個人情報の収集目的及び記録項目を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

- 1 法令等に定めがあるとき。
- 2 本人の同意があるとき。

3 出版、報道等により、当該個人情報公にされているとき。

4 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

5 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

〔後略〕

#### 第18条（削除の請求）

何人も、実施機関に対し、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定による制限を超えて、自己情報の収集がされたと認めるときは、その削除を請求することができる。

Y市における実施機関の1つである被告Y市教育委員会のA教育長は、平成14年4月1日、Y市立の小中学校の校長らに対し、同年度の入学式等について、「教職員が国家斉唱時に起立し、斉唱すること。また、教職員に児童生徒が起立することの意味や斉唱の指導を行うことを明確に指示すること。なお、教職員の起立については、起立しない場合、再度、起立の指示をすること」等、計7点の具体的な指示を伝達事項として伝えた。

A教育長は、同年4月9日、Y市立の小中学校の校長に対し、平成14年度の入学式における国家斉唱時の起立状況について、国家斉唱時に起立しなかった教職員数及び氏名、教職員に対する国家斉唱時の起立の指示をした日時、指示の場面及び内容、指示の仕方、当該教職員からの聴取による起立しなかった理由、当該教職員の平成13年度卒業式の国家斉唱時の起立状況などの報告を求めた（以下、「本件調査」という）。そして、Y市教委は、本件調査に対する各校長からの回答に基づき、Y市立の小中学校の各校ごとに、起立しなかった教職員の氏名、起立しなかった理由、起立しなかった教職員が同じ学校に在勤していた場合の平成13年度卒業式の国家斉唱時の起立状況等を一覧表で記載した、「平成14年度入学式の国家斉唱時、起立しなかった教職員調査（小学校）」「同（中学校）」と題する各文書（以下、「本件文書」という）を作成して保管した。

原告X1及びX2は、Y市の所在する都道府県に教員として採用され、平成14年4月当時、Y市が設置管理するB小学校及びC中学校にそれぞれ勤務していた教員である。

X1及びX2は、いずれも、平成14年度の入学式の国家斉唱時において起立しなかったため、各校長から事情を聴取され、それぞれ、起立しなかった理由ないし君が代に対する自己の見解を回答したが、同事情聴取時において、各校長は、かかる事情聴取が、Y市教委からの指示に基づく本件調査の一環であり、X1らの氏名及び起立しない理由が市教委に報告される旨を、X1らに説明していなかった。

X1らは、Y市教委に対して情報公開請求をした第三者からの情報提供を受けて本件文書の存在を知り、本件文書中の自己の氏名及び起立しなかった理由（以下、「本件情報」という）について開示請求を行い、Y市教委からの開示内容を確認した後、同情報の収集及び保管は本件条例7条及び8条に違反するとして、本件条例18条に基づき削除請求を行ったが、Y市教委は、条例に違反して収集された個人情報に当たらないとして、本件情報を削除しない旨の決定をした（以下、「本件非削除決定」という）。X1らは、この決定に対して異議申立をし、Y市の情報公開審査会は、Y市教委からの諮問に対して本件情報を削除すべき旨を答申したが、Y市教委は、かかる答申にもかかわらず、異議申立を棄却するとの決定をした。

なお、本件情報は、本件訴訟の第一審判決後、Y市教委によって削除された。

本件は、以上の経緯の下で、X1らがY市教委に対し、本件非削除決定の取消を求め、併せてY市に対し、各100万円の国家賠償の支払を求めた事案である。

## 3. 裁判所の判断

### 3.1. 第一審判決

本件非削除決定取消、国家賠償各1万円認容

① 「国歌斉唱の際に起立しなかった理由、しかも、X1らが各校長に対しその理由として述べた内容（したがって、真実の理由とは限らない。）は様々であり得るから、上記情報は、必ずしも、X1らの思想、信条及び信仰に関する情報であるとはいえない。しかし、……X1らは、〔各校長からの事情聴取に対し、〕不起立の理由として、「君が代」に対する一つの価値観などを挙げたものと認められる。そして、このようなX1らの考え方は、「君が代」に関するX1らの歴史観、世界観、教育観及びこれに由来する社会生活上の信念等ということができる。」「したがって、X1らの不起立の理由を記録した本件情報は、X1らの思想、信条及び信仰に関する事項であると認められる。」

② X1らは、本件情報の収集が条例7条2項に違反すると主張するが、同条同項「が、審議会意見の事前聴取を手続要件の一つとして規定していることなどに照らせば、同条項に規定する「収集」は、実施機関が、思想、信条及び信仰に関する事項に関する個人情報を収集する目的でこれを収集する場合を指すものと解され、収集した結果、それが思想等に関する事項に関する個人情報であったことが判明する場合は想定していないというべきである。そして、前記のとおり、不起立の理由としてX1らが述べる内容は、事前には、X1らの思想、信条及び信仰に関するものか否か判明しない

ことに照らせば、本件情報の収集が、本件条例7条2項の規定による制限を超えて収集されたものということとはできない。」

③ 「本件条例8条1項は、実施機関は、個人情報収集する場合は、その個人情報の収集目的及び記録項目を明らかにして当該個人から直接収集しなければならないと規定している。しかるに、……Y市教育委員会は、本件情報をX1らから直接収集していないから、この点において、本件条例8条1項違反が認められる。Y市教育委員会は、校長がX1らから直接聴取していること、校長による聴取において、X1らに収集目的及び記録目的が明らかにされているから、上記条項の目的・趣旨に沿っており、同条項違反はないと主張する」が、「本件情報を収集されるX1らからすれば、本件情報収集の主体が勤務先の校長であるか、Y市教育委員会であるかは、大きな違いであり、その聴取において、各校長がY市教育委員会からの調査依頼に基づく聴取であることを告げたことを窺わせる証拠はない以上、本人の知らないうちにY市教育委員会によって本件情報が収集されたことになるのであって、本件条例8条1項の上記趣旨が全うされたとはいえない。しかも、本件において、同条項によって収集の際に明らかにされるべき収集目的（服務監督権限に基づく調査等の目的で収集すること）や記録項目（不起立の理由を記録すること）が各校長からX1らに明らかにされたことを認めるに足りる証拠はない。「したがって、本件情報の収集において、本件条例8条1項違反があるというべきである。」

④ 「X1らは、本件調査に関する情報の開示請求をした者からの情報提供を受けて、Y市教育委員会に対し、本件情報について自己情報開示等請求を行い、はじめて、Y市教育委員会が本件情報を保管していることを知ったこと、X1らは、校長に話した不起立の理由が、知らないうちにY市教育委員会に伝わっていたことに精神的な苦痛を受けたことが認められる。もっとも、本件情報収集において認められる違法は、……本件条例8条違反に限られ、他の違法事由は認められないこと、被告教育委員会には、本件情報を保管する必要性があったこと、Y市教育委員会が本件情報を保管中、本件情報にアクセスし得たのは、教育長、教育次長、学校教育部長、学校教育部次長など、一部の者に限られていたこと……、本判決により、本件情報の非削除決定が取り消され、同情報が削除されることにより、Y市教育委員会が本件情報を保管していることによるX1らの精神的苦痛は解消されることなどの事情を併せて考えれば、X1らの精神的損害を慰謝する金額としては、1万円が相当である。」

前述のとおり、この第一審判決を承けて、Y

市教委は本件文書から本件情報を削除したため、X1らは、本件非削除決定の取消請求を取り下げ、Y市に対する国家賠償請求の敗訴部分についてのみ控訴した。

### 3.2. 控訴審判決

原判決変更、国家賠償各10万円認容

① 「君が代」が、第二次大戦終了までの間、皇民化教育の一環として、天皇の世が永久にいつまでも続くよう願う歌として用いられ、皇国思想軍国主義思想の精神的支柱として活用されたこと、このような歴史的経緯を踏まえ、国歌としての「君が代」に対する、歴史観、世界観に立脚し、儀式的行事において、「君が代」を国歌として斉唱すること及び国歌斉唱時に起立することに反対する者がいるところ、……X1らが国歌斉唱時に起立しなかったこと及び不起立の理由としてX1らとその勤務する学校の校長に述べた内容で本件情報が構成されている以上、それは本件条例7条2項1号所定の思想、信条に関する個人情報に該当するものと認められる。」

② 「市教委は、国歌斉唱時に起立しなかった教職員数及び氏名、その理由を調査項目に入れて本件調査をしていること、不起立の理由を調査することは、その対象者の思想、信条に関する個人的情報の収集につながることに鑑みると、市教委が本件調査を実施したこと自体、「君が代」に対して否定的見解を有する者の存否、人数、上記見解の具体的内容などを市教委において把握する目的もあったものと推認することができる。」Y市は、地教行法の規定を援用し、本件調査が条例7条2項但書所定の法令の定めに基づくものと主張するが、「仮に上記地教行法の各条項に基づき思想、信条及び信仰に関する個人情報の収集等が許されるとすると、上記各条項が、管理執行する教育事務の内容や監督する服務の内容、これらのために採り得る手段等について何ら限定を加えていないことからして、教職員に関する限り、市教委がいかなる個人情報も収集することが可能となり、いわゆる「思想調査」も無制限に容認されることとなりかねず、そのような結論は到底採り得ない」。また、「市教委において、本件調査に当たって審議会の意見を聴取した形跡も窺えない。」「そうすると、市教委は、本件条例7条2項の規定による制限を超えて、X1らに関する本件情報を収集等したものであり、違法の評価を免れないというべきである。」

③ 「市教委は、X1らの本件情報を、X1らがそれぞれ所属する小、中学校の各校長から報告を受ける形で収集しており、X1らから直接収集していないことは明らかであって、市教委によるX1らの本件情報の収集は、本件条例

8条1項にも違反するものというべきである。」  
「この点についてY市は、校長がX1らから直接聴取していること、校長による聴取において、X1らに収集目的及び記録目的が明らかにされているから、上記条項の目的・趣旨に沿っており、本件条例8条1項違反はないと主張する」が、「本件情報を収集されるX1らからすれば、本件情報収集の主体が勤務先の校長であるか、市教委であるかは、大きな違いであり、その聴取において、各校長が市教委からの調査依頼に基づく聴取であることを告げたことを窺わせる証拠はないから、本人の知らないうちに市教委によって本件情報が収集されたことになるのであって、市教委の前記収集方法は本件条例8条1項の上記趣旨に即したものとはいえない。しかも、本件において、同条項によって収集の際に明らかにされるべき収集目的（服務監督権限に基づく調査等の目的で収集すること）や記録項目（不起立の理由を記録すること）が各校長からX1らに明らかにされたことを認めるに足りる証拠はない〔ことからすれば、〕Y市の上記主張を採用することはできない。」

④ 「X1らは、市教委によって違法に、X1らの本件情報を収集され、これを本件文書に記載されて保管されていたこと、しかも、市教委は、X1らが同人らに関する本件情報の削除を要求したにもかかわらず、これを拒否し、審査会の答申も無視して、X1らの異議申立てを棄却したこと、本件訴訟が当審に継続した後、市教委によって削除されるまでの相当長期間にわたって、X1らの本件情報は、関係者の目に触れる状態になっていたことが認められ、市教委の上記違法行為によって、X1らは、少なからぬ精神的苦痛を被ったものというべきである。」「そして、上記違法行為の内容、程度その他本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、X1らの上記精神的苦痛に対する慰謝料額は各10万円を下らないものと認められる。」

#### 4. 本件における調査の問題点

本件は、学校現場で少なからず問題となっている式典における国旗掲揚ないし国歌斉唱に関して、教育委員会が学校長を通じて行った教員に対する調査が、個人情報保護条例に違反するとされた事例である。本件の当事者間において最も激しく争われた点は、本件調査が憲法ないし教育基本法に反するか否かであり、また、本件に関する先行研究も、この観点からの分析検討が中心となっているが、裁判所は、第一審・控訴審とも、本件調査の憲法上及び教育基本法上の問題点についてはX1らの主張を退け、ただ、本件調査における個人情報保護条例違反のみを指摘して、X1らの請求のうち、本件非削除決定の取消、及び慰謝料請求の一部を認容している。従って、本報告では、本件調査

それ自体が憲法ないし教育基本法に反するものであるか否かについてはあえて検討せず、本件条例との関係で、本件調査における本件情報の取得が果たしてどのように評価されるべきか、又、より合法的・合理的な調査手法が本件条例を含む個人情報保護条例の下で考えられるかについて、検討を加えることとしたい。

#### 4.1. 本件調査の目的の検討

前記のとおり、第一審と控訴審とでは、X1らの主張が認められた部分が異なっており、これが結論としての慰謝料額に実質的に反映していると考えられる。すなわち、第一審は、本件情報のうち、X1らが不起立の理由として校長に供述した内容が、思想信条に関わる情報であることは認めたものの、不起立の理由として挙げられる可能性のある理由は、常に思想信条に関わるものと限らず、かつ、真実であるという保障もないわけであるから、実際に情報が収集されるまでは、かかる情報が思想信条に関わるものであるか否かは不明であるというほかに、従って、これを収集する過程で本件条例7条2項の規定する制限を超えたと評価することはできず、また、一旦収集された情報については、本件条例18条に基づく削除請求が制度として用意されている以上、当該情報の保管が本件条例7条2項に反するものとも言えないとして、X1らの主張を退けている。これに対して、控訴審は、そもそも国歌に関して政治的に様々な見解が存在していることが明らかであり、式典において国歌斉唱時に起立することに対する反発や抵抗も各地で生じていたことが当時において広く知られていた以上、Y市教委が行った本件調査は、かかる国会斉唱時における起立に対して否定的見解を持つ教員を具体的に調査することが目的として含まれていたものと推認される、と指摘し、X1らが国歌斉唱時に起立しなかった以上、その理由としてX1らの思想信条に関わる内容が供述される可能性が高いことは明らかであり、かかる情報の収集を合法化する手段としての審議会の見解を聴取する手続を経ない以上、本件調査自体が本件条例7条2項に反する違法性があると判示している。

紙幅の関係で具体的には紹介していないが、第一審及び控訴審判決によれば、Y市教委は、平成14年度前においても、式典における不起立が教職員及び児童生徒の双方において生じていることを問題視しており、種々の調査を行っていたようである。実際、だからこそY市教委は、平成14年度冒頭の入学式直前の時期に、学校長らを集めたうえで、国歌斉唱時の起立等について極めて具体的な指示を下したほか、入学式終了直後の4月上旬中に、本件調査として不起立者についての報告を求めているわけで

あり、従って、本件調査は、平成14年度において予測外の不起立者が生じたことに対してその理由を聴取するために急遽行われたものである筈はなく、従前から継続的に生じていた国歌斉唱時の不起立者に対して、市教委が断固たる態度を採ることの一環として行われたものと考えざるを得ない。かつ、当時の状況からして、国歌斉唱時における不起立の理由が、単なる怠惰ないし式典における緊張感の欠如に基づくものではなく、当該不起立者の思想信条において、国歌である「君が代」に対する否定的な考え方が基盤にある可能性が高いことも、市教委としては十分予測していたものと考えるのが自然である。さらに、特に教職員における不起立者が、不起立に関する理由を質された際、虚偽の理由ないし自己の思想信条に反する理由を述べる可能性は一般的に低く、「君が代」に対する否定的な見解が具体的表現と共に供述される可能性が高いことも、市教委としては予測することが可能であったと考えられる。

そうすると、第一審の判示するような、不起立者が供述する理由が思想信条に関わらない多様なものである可能性があり、調査前にそれを知ることはできないと考えることは、理論的な可能性としてはともかく、本件調査に対する解釈としてはやや現実的でない、との批判を免れないように思われる。従って、控訴審判決が指摘するとおり、市教委が本件調査を行った実質的な目的の中には、式典における国歌斉唱時の不起立者について、当該教職員の個人情報及び思想信条に関わる情報を含めて、具体的な情報を収集及び保管することも含まれていたものと考えざるを得ないように思われる。

#### 4.2. 本件調査の違法性の理由

前記のとおり、本件調査の目的が教員の個人情報及び思想信条に関わる情報の収集及び保管にあると考えられる以上、本報告の目的との関係で、次に検討する必要があるのは、個人情報保護条例との関係で、より合法的・合理的な手法に基づき、本件調査の目的を達成する方法があるか否か、逆に言えば、本件調査が違法とされた理由は実質的にどの点にあったか、である。前記のとおり、本件調査それ自体は、憲法ないし教育基本法に反しないと裁判所が判示している以上、本件調査の目的及び本件調査の実施それ自体が、すべからず違法とされることはない筈であり、個人情報保護条例に反しない技術的手法を検討することは、憲法及び教育基本法に関してどの考え方に立ったとしても、必要かつ有益と考えられるからである。

そこで、本件条例の規定を改めて検討してみると、本件条例は、思想信条及び信仰に関わる事項と、社会的差別の原因となるおそれのある事項については個人情報を収集してはならな

いと原則的に規定する一方、法令又は条例の規定で定めるとき、及び、Y市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて必要があると認めるときには、例外として個人情報の収集等を認めている。従って、このいずれかの要件が充たされる限り、本件情報が教員個人の思想信条に関わるものであったとしても、かかる情報の収集保管が違法となることはない筈である。

この点について、Y市及びY市教委は、市立学校の設置管理権限について一般的に定められた教行法の規定を援用し、学校の管理運営に関わる調査の一環である本件調査は、「法令の定めるところ」により行われたものであると主張しているが、控訴審に、かかる包括的な調査権限が市教委にあるとの結論は到底許容し難い、と一蹴されている。なお、第一審は、本件情報の収集に関して前記のような考え方を採って本件条例に抵触しないと判示したため、この点についての判断を下していないが、仮にY市及びY市教委の主張どおり本件調査が法令に基づくものであると考えていたのであれば、そのことを根拠としてX1らの請求を棄却すると結論を下すこととなる筈であるから、第一審としても、この点に関するY市及びY市教委の見解には与していないものと考えることが合理的である。そうすると、市ないし市教委が市立学校の管理運営に関する一般的な権限を有していることを以て、条例で具体的に制限された個人情報の収集を行うことは不可能であると考えのほかなく、法令等において具体的に個人情報を収集することができる旨の定めがあるか、法令等の趣旨からして公益の確保のために収集等が認められる場合に限られるというべきである。なお、控訴審は、かかる法令の趣旨により個人情報の収集等が認められる場合の具体例として、職員採用に係る欠格事項の照会（地方公務員法16条）、立候補の届出（公職選挙法86条）を、判決文中に挙げている。

従って、かかる法令等に収集等の根拠が存在しない場合に、本件条例上、本件情報を合法的に収集しようとするためには、情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いたうえで、市教委において必要と判断するとの手続を採るほかない。この手法の最大のリスクは、言うまでもなく、当該審議会の答申として、かかる情報の収集等が違法ないし不要との意見が示された場合であるが、本件条例で要求されているのは、あくまで審議会の意見を「聴いた」ことのみであり、審議会の意見として調査に対する賛同ないし合法との見解を必要とするものでないから、後に訴訟等で争われることを覚悟したうえで、その「必要性」を市教委の責任において判断するほかないであろう。実際、かかる調査が公益確保のために行われるものであるとすれば、かかる調査を行うことや、かかる調査結果について、秘密裏に事を進める必要はない筈で

あるから、式典における不起立がいかにかに式典としての秩序を害しており、これを撲滅させることが公教育上必要であることを、関係者に対して説得することが必要であろう。

他方、第一審と控訴審とを通じて、本件調査におけるもう1つの問題点として、本件条例8条違反、すなわち、本件情報を市教委が直接収集せず、校長に聴取させた情報を教員本人に知らせずに収集した点が挙げられている。この点について、Y市及びY市教委は、校長が直接教員から情報を収集しているの、情報の真正に問題はない等と主張しているが、市教委が情報を収集しようとしている事実自体が当該教員に知らされていない以上、個人情報保護の観点から、条例違反は明らかであると思われる。実際、確信的に不起立を敢行する教職員は、事情聴取を行う相手方が誰であろうと自己の思想信条を明確に述べる可能性が高いことからすれば、校長からの情報提供に基づいて本件調査を行うのではなく、市教委が事情聴取の場に同席して本件調査の趣旨を告げさえすれば、第一審及び控訴審を通して一貫して指摘された条例違反の問題は起こりようがなかったわけであり、反論の余地はないものと思われる。

以上の検討からすれば、本件調査が本件条例に反して違法であるとされた理由は、本件調査の目的や本件調査の実施自体にあるわけではなく、本件調査を市教委が行うことについて第三者の見解を聴くことがなく、また、市教委自らが不規律を敢行した教職員から事情を聴くことがなかったこと、要するに、本件調査の実施において透明性が欠けていた、と評価せざるを得ないことが、最も重要であると思われる。

## 5. 合法的・合理的な手法の可能性

以上のとおり、本件調査において本件情報を取得することを前提とするならば、事前に審議会の意見を聴き、かつ、市教委が直接情報を取得するという手法を採るほかないこととなる。

しかしながら、そもそも、本件調査の目的が、不起立を敢行した教職員の思想信条の傾向を把握するものであるとしても、具体的な供述を含む本件情報をそのまま記載した本文書を作成・保管することは、「生の声を聞いた」ということ以外に現実的な意味はなく、当該調査が違法とされるリスクをも併せ考えるならば、合理的な手法とは言い難い部分がある。従って、条例違反とされる恐れが高い思想信条に関わる情報それ自体を取得することなく、かつ、調査対象者が有している筈の思想信条を合理的に推測することが不可能でないような情報を収集するという、より合法的かつ合理的な手法の可能性がないかが問題となる。

例えば、「思想信条ないし信仰に関わる理由

により起立しなかった」という抽象的な表現については、この表現自体が本件条例にいう「思想、信条及び信仰に関わる事項」に該当すると解釈することは案外難しい。条例で保護されている「思想信条に関わる情報」とは、当該個人の思想信条の具体的内容であって、思想信条に関わる理由であるとの表明自体が、「思想信条に関わる事項」とは言えないからである。実際、「君が代」に関しては、賛成論も反対論もこれまでの多くの議論の中であらゆる論拠が出尽くしており、個々の不起立者の具体的な供述を個別に調査したところで、新たな分類や対処が必要となる可能性は極めて小さいことが予測されるから、このような調査を行う必要性自体、やや疑わしいと言えなくもない。

また、個々の教職員の思想信条に関わる情報の解析が、公益確保のために必要となるような状況が生じているならば、かかる情報の収集等が条例違反となることはない筈である。従って、国歌斉唱時の不起立に関する調査と、他の非違行為に関する調査とを連動させ、両者の相関関係を分析検討する過程で、調査対象者の思想信条に関わる傾向を把握しようとする場合には、不起立に関する思想信条に関わる情報のみを取得する場合と比較して、条例違反とされる可能性は、極めて小さく考えられる。

もっとも、以上のような手法は、あくまで条例違反とならずに調査を行うための手法の例として挙げているものであり、かかる手法の採用は、現在行われている手法以上に、調査を密行させる傾向を有しているから、前述した本件調査の違法性の本質との関係では、かなり問題のあるものであることは否定できない。

個人情報保護制度は、情報公開制度と同様、技術的な性格をやや強く持つ分、ともすると政治的な抗争の道具として利用される危険性が大きいわけであり、その意味では、自己の信ずる「正義」を互いに標榜する議論を公開の場で行う方が、理論上も実務上も穏当な結果を導くことを可能とさせるように思われる。

## 参考文献

- ・皆川治廣・CHUKYO LAWYER15号15頁(2011年)
- ・豊島明子・法セミ増刊(速報判例解説)2号77頁(2008年)
- ・上拂耕生・季報情報公開・個人情報保護27号55頁(2007年)
- ・坂田仰・月刊高校教育40巻15号70頁(2007年)

\* 本件の第一審判決は、判例タイムズ1269号132頁に掲載されている。また、控訴審判決は、判例雑誌等には掲載されていなかったため、Y市より情報公開請求により取得した。